

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和2年9月8日

福島県土木部高速道路室 大竹 和彦

1 業務概要

- (1) 業務名 国道121号道路現況調査業務委託（道整・補助）
- (2) 業務内容 本業務は、国道121号において現在の道路現況及び周辺地域の将来計画等を把握し、山形県・福島県・栃木県における本線の「地域における役割」及び東日本地域における本線の「広域的な役割」を明確にし、今後の道路整備計画及び道路管理計画に反映させるものである。
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和3年3月31日

2 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項第1号から第3号、第5号、第8号又は第9号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、福島県財務規則第229条第1項第8号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りではない。

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 参加資格など公募型プロポーザル方式に係る詳細については、国道121号道路現況調査業務委託（道整・補助）公募型プロポーザル方式募集要領によるものとする。